

教育委員会会議 定例会

令和 6 年 3 月 22 日

# 提出議案綴

山梨県教育委員会

## 1 議 案

第 45 号 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

第 46 号 教育委員会所属長等の人事について

第 47 号 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

第 48 号 「山梨県教育振興基本計画」の策定について

## 2 報 告 事 項

( 15 ) 県立学校事務長等の人事について

( 16 ) 訴訟の対応について

## 3 その他報告

( 14 ) 令和5年度山梨県新体力テスト・健康実態調査結果について

議案第 45 号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

[別途資料配付]

議案第 46 号

教育委員会所属長等の人事について

[別途資料配付]

## 議案第 4 7 号

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

### 提案理由

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、職員の勤務時間に関する規程について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 訓令の概要

### 教育庁総務課

題 名	職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
趣 旨	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、職員の休憩時間について所要の改正を行う必要がある。
内 容	<p>1 訓令改正の背景等</p> <p>○ 令和6年2月議会において、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正し、休憩時間の追加（最大1時間）のみでは必要な時間を確保できない場合に、必要な範囲内で当該休憩時間を延長できることとなった（令和6年4月1日施行）。</p> <p>○ 条例改正に伴い、人事委員会が定める山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則について、次の改正がなされる予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩時間の追加について、在宅勤務のための移動又は子の養育若しくは要介護者の介護に要する時間が一時間を超える場合には、当該移動又は当該養育若しくは介護に要する時間の範囲内で延長することができることとする。</li> </ul> <p>○ このため、職員の休憩時間について、所要の改正を行う必要がある。</p> <p>2 訓令改正の内容</p> <p>休憩時間の追加を認める場合の職員の休憩時間について、通常の休憩時間とは別に当該追加した休憩時間を置くことができることとする。</p>
施行期日	令和6年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

を次のように改正する。	職員の勤務時間に関する規程（昭和三十二年山梨県教育委員会訓令甲第十号）の一部	職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令	教育長	山梨県教育委員会	令和六年 月 日	職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	県立学校	県総合教育センター	県立図書館	教育事務所	庁中一般	山梨県教育委員会訓令甲第 号
-------------	--	-------------------------	-----	----------	----------------	-----------------------------------	------	-----------	-------	-------	------	-------------------

第七条中「一時間、三十分又は十五分の」を「当該追加した」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

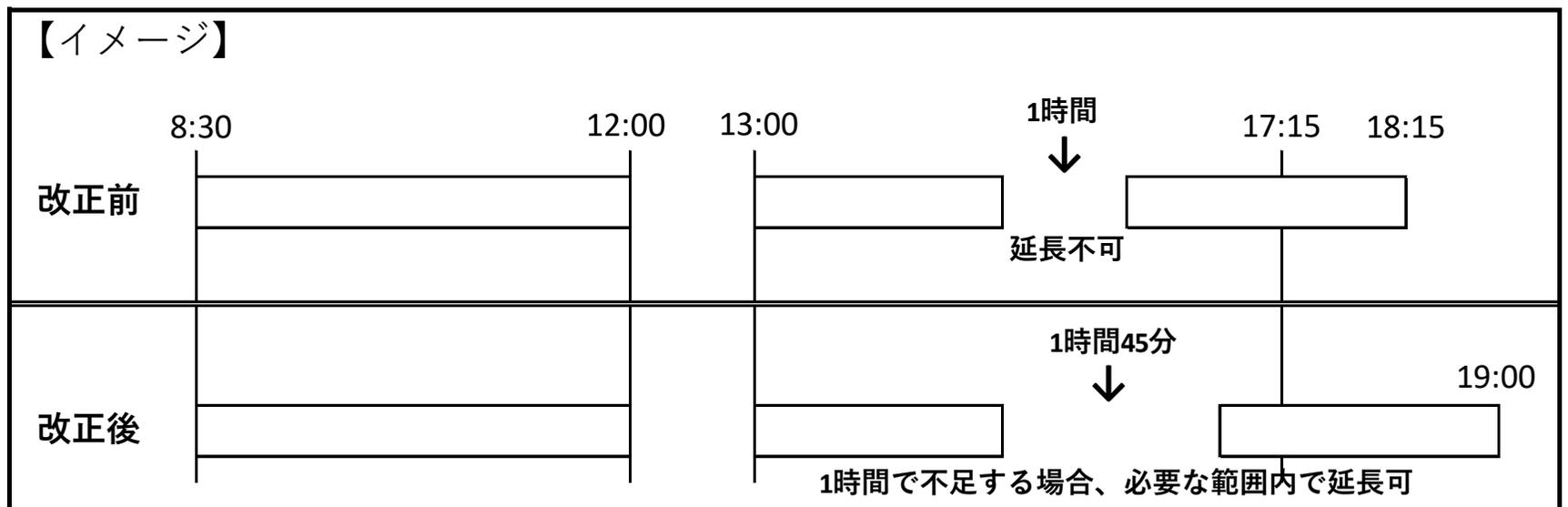
職員の勤務時間に関する規程新旧対照表

新	旧
<p>(休憩時間を追加する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)</p> <p>第七条 条例第六条第三項の規定に基づき職員の休憩時間を追加する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、第二条に規定する休憩時間とは別の時間帯に当該追加した</p> <p>休憩時間を置くものとし、その勤務時間については、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻を当該追加した休憩時間と同一の時間繰り上げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を当該追加した休憩時間と同一の時間繰り下げた時刻を終業の時刻とする。この場合において、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。</p>	<p>(休憩時間を追加する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)</p> <p>第七条 条例第六条第三項の規定に基づき職員の休憩時間を追加する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、第二条に規定する休憩時間とは別の時間帯に一時間、三十分又は十五分の休憩時間を置くものとし、その勤務時間については、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻を当該追加した休憩時間と同一の時間繰り上げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を当該追加した休憩時間と同一の時間繰り下げた時刻を終業の時刻とする。この場合において、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。</p>

# 弾力的な休憩時間の運用について

資料1

	制度内容	現行	改正案(変更箇所のみ)
分割	休憩時間(60分)を45分と15分に分割	①障害	
短縮	休憩時間(60分)を45分に短縮 * 始業終業時刻をその分短縮	①育児／介護 ②通勤緩和 ・30分以上の短縮効果 ・妊娠中 ③障害	
延長	休憩時間(60分)を必要時間延長(15分単位) * 始業終業時刻をその分延長(7:00～22:00の範囲)	①在宅勤務(移動、育児、介護) ②障害	
追加	休憩時間(60分)とは別の時間帯に休憩時間を追加 * 始業終業時刻をその分延長(7:00～22:00の範囲)	①在宅勤務(移動、育児、介護) * 60分 ②障害 * 15/30/60分	①在宅勤務(移動、育児、介護) * <u>原則60分</u> <u>60分で不足する場合は必要な時間を延長可能(15分単位)</u>



## 議案第 48 号

「山梨県教育振興基本計画」の策定について

### 提案理由

現行の「山梨県教育振興基本計画」が今年度末をもって計画期間を終了するため、その後継となる計画を新たに策定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

		課室名	教育企画室								
件名	「山梨県教育振興基本計画」の策定について										
経緯	<p>○ 現在の「山梨県教育振興基本計画」は、令和元年度から令和5年度までの5年間の計画であり、計画期間が本年度で終了する。</p> <p>○ 令和5年5月に次期山梨県教育振興基本計画の策定に向け有識者の意見を聴くため「山梨県教育振興基本計画検討有識者会議」を設置した。</p> <p>○ 同会議による計5回の検討を経て「山梨県教育振興基本計画」(素案)をとりまとめた。</p> <p>○ 同計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により策定される「山梨県教育大綱」との整合を図り策定するものであり、令和5年9月20日と令和6年1月25日に開催した総合教育会議において協議された。</p> <p>○ 「山梨県教育大綱(山梨県教育振興基本計画)」の策定に当たり、広く県民の意見を反映させるため、県民意見提出制度により意見を募集した。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 募集期間 令和6年2月16日(金)～令和6年2月29日(木) (14日間)</li><li>2 募集方法 県民情報センター及び地域県民センターに資料を備え付けるとともに、県のホームページに計画素案を掲載し、広く意見を求めた。</li></ol>										
内容	<p>○ 県民意見提出制度の結果 寄せられた意見については、県民意見提出制度実施要綱第7に基づき意見の概要及びこれに対する県としての考え方などを公表することとされている。</p> <table><tr><td>1 意見の提出者数</td><td>10 個人</td></tr><tr><td>2 意見の件数</td><td>89 件</td></tr><tr><td>3 意見の内容及び県の考え方</td><td>【別紙】のとおり</td></tr><tr><td>4 意見への対応</td><td>修正加筆等意見反映 5 件 記述済み 36 件 実施段階検討 34 件 反映困難 5 件 その他 9 件</td></tr></table> <p>※「その他」の欄は、施策の体系外の意見や単に賛成又は反対のみの意見等</p> <p>○ 今後の予定 年度内に開催される庁議後、「山梨県教育大綱」と併せて県民に公表する。 今後は、関係機関と学校関係者等に積極的に周知を行う。</p>			1 意見の提出者数	10 個人	2 意見の件数	89 件	3 意見の内容及び県の考え方	【別紙】のとおり	4 意見への対応	修正加筆等意見反映 5 件 記述済み 36 件 実施段階検討 34 件 反映困難 5 件 その他 9 件
1 意見の提出者数	10 個人										
2 意見の件数	89 件										
3 意見の内容及び県の考え方	【別紙】のとおり										
4 意見への対応	修正加筆等意見反映 5 件 記述済み 36 件 実施段階検討 34 件 反映困難 5 件 その他 9 件										

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「山梨県教育大綱(山梨県教育振興基本計画)」(素案)

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
1	(P1) 第1章策定の趣旨	<p>P1の策定の趣旨に4つの項目がありますが、この4点を平等に趣旨とすることに疑問を感じました。ウェルビーイングは、基礎学習や時代に沿った教育を推進することとは同じ土俵ではなく、最上位の理念として取り扱う必要があるのではないのでしょうか。ユニセフの2020年に公表した報告書(子どもたちに影響する世界)で日本は、38カ国中、幸福度20位、精神的幸福度37位であり、重大な問題です。これは、福祉だけの問題ではなく、先進国の場合、教育の現場に起因するところも多いです。幸福感や自己肯定感、有用感は幼少期に培われることが大切で、大人になってから獲得するのは容易ではないと、教育や心理学の専門家が言っています。国も危機感を持ち、こども基本法の施行、心プランや『こどもまんなか』を推進しています。こどもが安心し、信頼できる大人と環境の中で、自由に発言でき、意見が受け入れられ、のびのび遊び、心から学びたいと思える教育の場への変革が急務です。こどもの心の現場から目を逸らさないで下さい。登校拒否やいじめ、自殺などのすでに起こってしまった問題は表に出てきますが、学校に行けていても苦しいと感じる子供の多いことがユニセフの報告で現れています。大人が子供のために最低限身につけてほしいこと、学んでほしいこと、今の時代のための教育を考えることも大切ですが、そういった学力、体力、礼儀と幸福感という心の健康問題は同じレベルの目標としてではなく、生きるという最上位の目標として取り扱うべきです。</p> <p>それを教育の場の基本理念として日々大切に出来る大綱にしていただきたいです。そして、知事が前文で記載している『誰一人取り残されることなく』のためにも、現に学校に行けない子供たちの居場所になっている民間のフリースクールなどがボランティアによって支えられる不安定な現状を、長野県が行い出したように、金銭面などでサポートすることも重要です。学力や体の健康が世界トップレベルの日本で、時代に合わせた教育や人材の育成、学力の向上を県が推進し実行しても、幸福度の低い県に大人になった子供たちは戻ってきません。自然豊かで移住者の多い山梨県だからこそ、多様性を受け入れ、自然のような癒しや余裕、柔軟性のある教育理念は、全国で教育移住が起こっているように、移住者の増加、住み続ける人、Uターン者の増加に繋がります。そして、先生や保護者、子供も大人の時間に振り回される忙しい時代の中、学校に関わることで、心に余裕が持て、楽しく、学びのある教育の場は、いま進められているコミュニティスクールの意義でもあります。幸福度などの心の問題は、個人的なこともあります。行政の多様性を受け入れる姿勢や県民とのしっかりとした対話、柔軟性などでも変わっていくものです。</p> <p>4月に国でこども基本法が施行された今、教育大綱を策定するにあたって、こども基本法を実現でき、危機的なこどもの幸福度の改善に教育の場でしっかり取り組んで下さい。ウェルビーイングが叫ばれる今だからこそ、幸福度を最上位の目標とすることは、多くの人に受け入れられ、現実的に改善していくことで、将来のより良い山梨に繋がると思います。</p>	1	<p>【その他】 誰一人取り残されることなく、夢や希望の実現に邁進することができる教育環境の実現に向けた様々な教育の取り組みを展開することで、一人一人の幸福でありたいというウェルビーイングへの思いを実現することを目指すという考えを、計画の最上位であります基本理念「主体的に学び 他者と協働し 豊かな未来を拓く やまなしの人づくり～誰もが教育の機会にアクセスできる やまなし～」に反映しております。このことにつきましては、P23 基本理念の説明に記述しております。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

2	(P3~12) 第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性	社会情勢・背景、教育の現状・課題と、望ましい姿、期待される方向性が混在して書かれているが、分けて書いた方がよい。挙げられた課題に対して、方向性が書かれていないものもあり、必ずしも対応した内容になっていない。ということは、見過ごされている課題があることになり、施策にも反映されないのではないかと？	1	【その他】 2章におきまして、現状と課題を把握し、今後の方向性を整理しております。整理しました課題につきましては、第5章施策の具体的な方向性において、もらすことなく施策に反映しております。
3	(P3) 第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性 1未来への可能性	二つ目の○の全国学力・学習状況調査で、肯定的な回答が全国平均より高いとあるが、不登校の児童・生徒は調査に参加しておらず、山梨県の子ども達全体の状況を示す数値ではないことが考慮されていない。不登校や特別支援学級・学校の児童・生徒に対しても調査を行うか、数値に反映されていないことを認知した上で利用してほしい。	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
4	(P3) 第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性 1未来への可能性	また、「今後の教育に求められる方向性」の部分では、ウェルビーイングについては触れられていないので、ウェルビーイングを実現するための方向性を明記すべき。個人のウェルビーイングを実現するためには「自分らしく生きられること」「適度な選択肢があり自己決定できる状態であること」「信頼できるつながりがあること」などが必要。社会のウェルビーイングを実現するためには「一人一人が社会のつくり手となっていること」「だれ一人とり残さない対話による解決・決定ができること」「相互理解・信頼関係に基づく社会であること」「持続可能であること」などが必要。	1	【記述済み】 P3第2章1「未来への可能性」の4つめの○において、ウェルビーイングの向上を図っていくことを記述しております。
5	(P4) 第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性 2人口減少と高齢化の進展	少子化により学校の小規模化や統合問題が各地域で起きていることへの言及がない。これからの教育に求められる学校規模や学校のあり方(小中一貫、義務教育学校、特認校、複合施設化など)について方向性を示す、または方向性を探る必要性について補足すべき。	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。県では小・中学校の設置者である市町村(組合)教育委員会に対し、地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施するよう依頼しております。
6	(P5) 第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性 3グローバル化の進展	グローバル化だけでなく、予測不可能(変動性、不確実性、複雑性、曖昧性)な時代であることが「生きる力」の内容にも大きく影響してくることから、表題は「グローバル化の進展・VUCAの時代」に変更しては？ グローバル化やVUCAの時代に対応する力として、コミュニケーション力、主体性・積極性・包摂性、・・・課題発見・解決力、創造力、論理的思考力、チームワーク力、ストレス・感情対処力、メタ認知・自己コントロール力などが必要になる。	1	【記述済み】 P5第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性・3グローバル化の進展の1つめの○におきまして、VUCAについて記述しております。
7	(P7) 第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性 5互いを尊重し、自分らしく活躍できる共生社会	現状・課題として、2つ目の○の部分で、現在学校では過度な競争や同調圧力、行き過ぎた管理教育(ブラック校則や過度な学習規律)によって子どもたちの権利が侵害されている現状を追記してほしい。	1	【反映困難】 誰一人取り残されることなく、夢と希望に邁進できる教育環境の実現を目指しており、ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

8	(P7) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 5互いを尊 重し、自分 らしく活躍 できる共生 社会	子どもと大人、子ども同士の信頼関係が低下し、学校が安心して自分らしく過ごせる場所になっていないこと、小中ギャップや小1プロブレムにも言及すべき。	1	【記述済み】 P33第5章施策の具体的な方向性・4いじめ・不登校等の未然防止等において、中1ギャップについて記述しております。また、P39第5章施策の具体的な方向性・2幼児教育と小学校教育との連携において、小1プロブレムについて記述しております。
9	(P7) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 5互いを尊 重し、自分 らしく活躍 できる共生 社会	自分らしく学べる(自分らしく育つ)場として、多様な学びのニーズが増えていること、学校以外の居場所の必要性が高まっていることも追記してください。移住者と地元民との間で教育観のギャップが発生している地域もあります。新しい教育観、先進的またはユニークな教育実践、他地域との人材交流、教育外人材の登用といった必要性も高まっています。	1	【記述済み】 P7第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性・5互いを尊重し、自分らしく活躍できる共生社会において、NPOやフリースクール等との連携について記述しております。
10	(P7) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 5互いを尊 重し、自分 らしく活躍 できる共生 社会	「今後の教育に求められる方向性」の部分では、2つ目の○に人権教育や道徳教育で思いやりの心や自他の尊重を育むとありますが、そうした心や意識は「教える」ことで身につくものではなく、日々の人とのかかわりの中で気づいていく、学んでいくことなので、「〇〇教育」より、大人と子ども、子ども同士の信頼関係を高めていくこと、学校というコミュニティの中で大人も子どももお互いの権利や自由、個性を認め合い、尊重し合っている状態を作ることが最も大切ではないでしょうか？	1	【記述済み】 P32第5章施策の具体的な方向性・(2)豊かな心の育成の将来の姿において、他者を理解し、多様性を尊重し、協力し合う取り組みについて記述しております。
11	(P7) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 5互いを尊 重し、自分 らしく活躍 できる共生 社会	3つ目の○に挙げられている相談体制の充実以前に、まず学校が安全な居場所になること、自分らしく学べる場所になることが大切。過度な競争や同調圧力、行き過ぎた管理教育(ブラック校則や過度な学習規律)を改めることはもちろん、教員の人権意識の向上とマルチトリートメント防止のための研修や、教員同士の協力体制の構築が必要。	1	【記述済み】 P12第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性・9教員の資質向上において、「やまなし教員等育成指標」において教員として必要な素養として「豊かな人間性と人権意識」を位置づけ、教員研修の充実について記述しております。また、P34第5章施策の具体的な方向性・5教育相談の充実において、教員と生徒間の望ましい人間関係の育成について記述しております。
12	(P7) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 5互いを尊 重し、自分 らしく活躍 できる共生 社会	「子ども基本法」や「子ども条例」の周知、普及、実現に力を入れて下さい。大人の都合ではなく「子どもをまんなか」にした学校づくり、子どもたち一人一人が学校のつくり手となっていけるような教育を目指してほしいです。	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。

13	(P7) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 5互いを尊 重し、自分 らしく活躍 できる共生 社会	子どものSOSに気づくには、ICTの活用よりもまず、学校スタッフと子どもの対話による信頼できる関係づくりを強化してください。	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。教職員と児童生徒との対話を大切に、信頼関係を構築しながら、取り組みます。
14	(P7) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 5互いを尊 重し、自分 らしく活躍 できる共生 社会	小中ギャップや小1問題を緩和するための方向性も示してください。	1	【記述済み】 P33第5章施策の具体的な方向性・4いじめ・不登校等の未然防止等において、中1ギャップについて記述しております。また、P39第5章施策の具体的な方向性・2幼児教育と小学校教育との連携において、小1問題について記述しております。
15	(P7) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 5互いを尊 重し、自分 らしく活躍 できる共生 社会	4つ目の○では、NPOやフリースクール等との連携とありますが、フリースクールの認定制度や財政的・人的支援、人的交流といったことも求められています。官設民営のフリースクールや居場所を増やすことも急務です。 小学校入学時点、あるいは幼児教育の時点での学びの選択肢を県内各地に増やしていくこと、多様な学びを提供していくこと、選択肢があることを保護者に周知していく必要があります。教育観の改革や先進的またはユニークな教育実践の促進、枠にはまらない人材の活用(他地域との人材交流、教育外人材の登用など)も方向性に盛り込んでいただきたい。	1	【記述済み】 P53第5章施策の具体的な方向性・1不登校児童生徒等の教育の機会の確保において、NPOやフリースクール等との連携や保護者とのつながりについて記述しております。
16	(P7) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 5互いを尊 重し、自分 らしく活躍 できる共生 社会	不登校や困難を抱える子どもの支援として、保護者への支援の必要性も加筆してください。情報提供や相談体制の充実、ピアサポート(保護者同士のつながり)の支援といったことも「教育機会確保法」に沿った形で実現していく必要があります。	1	【記述済み】 P32第5章施策の具体的な方向性・5教育相談の充実において、不登校に悩む保護者への支援について記述しております。
17	(P9) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 6家庭環境 や地域社会 の状況	ひとり親世帯、離婚率、子どもの虐待件数、子どもの密度分布、コミュニティスクールが普及しない原因は何か、地域の教育力が低下している原因は何かなどを分析してください。	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。

18	(P9) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 6家庭環境 や地域社 会の状況	「今後の教育に求められる方向性」の部分では、保護者に対する学習機会や…に加えて、経済的支援、保護者同士のつながりや学び合い、支え合いの仕組みを作っていく必要があります。PTAは形だけのものとなり、地域の育成会も少子化により消滅・縮小する方向にあります。そうしたものの意義や活動内容を問い直す必要もあり、新しい枠組みへの刷新や、新しいつながりづくり(ICT活用も含め)が必要とされています。	1	【記述済み】 P63第5章施策の具体的な方向性・3地域による教育支援の充実において、地域の創生につながる地域学校協働活動の推進について記述しております。
19	(P10) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 7子供の健 康と安全・ 安心の確 保	いじめや自殺の問題は、この部分でも取り上げるべき。	1	【記述済み】 P7第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性・5互いを尊重し、自分らしく活躍できる共生社会の5つめの○において、いじめの認知件数と子供の自殺者数の増加について記述しております。
20	(P10) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 7子供の健 康と安全・ 安心の確 保	子どもの(特に中高生)の多忙・過労が大変な問題です。通学時間の増加(統合により学校が遠くなる)や過剰な課外活動、個人の力量にあっていない課題量(家庭学習)など、教育に起因する過労、それによるうつや精神疾患の発症を無くさなければなりません。「今後の教育に求められる方向性」として、過度な課外活動の防止や家庭学習の選択化などを加えて下さい。子ども時代からワークライフバランスを意識し、心身の不調を察知し、助けを求められる力を身につける必要があります。学校のカリキュラムや子どもたちに求める知識・能力は、多くの子どもたちの許容量を超えています。学習指導要領を適正なボリュームに縮小していくよう国に働きかける、全ての子どもに全ての能力を求めるのではなく、それぞれの個性に応じた能力の育成を目指すような教育の方向転換が必要です。	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。健康を保つには、適度な「運動」、バランスの取れた「栄養・食生活」、心身の疲労回復を目指す「休養」が必要とされており、そのような指導を充実させるとともに、一人一人に対応した、組織的な支援を行います。また、困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等への対処法を身につける「SOSの出し方に関する教育」等にも取り組みます。
21	(P10) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 7子供の健 康と安全・ 安心の確 保	県内の学校は勤勉性や忍耐力を求める傾向が強く、子どもたちが自分の状態に応じて休息をとったり、助けを求めることがしにくい雰囲気があります。個別最適な学びの中で、個別最適な休息(生理休暇、ステップルーム利用などを含む)やリモート学習、フレックスタイム学習なども保証してください。	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等には周囲に援助を求めてよいことや、生徒個々の状態に応じた対応ができるよう努めます。
22	(P10) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 7子供の健 康と安全・ 安心の確 保	学級が同一年齢の固定化された集団になると、担任との相性や同調圧力でストレスを感じやすくなります。全員担任制や異年齢学級の編成、教科別・習熟度別学級といった柔軟な学校経営ができるよう、教育委員会や学校管理職の意識改革も必要。「目指す子ども像」を学校教育目標に掲げ、それに合わない子供たちが自分らしさを否定し、自己肯定感が低下したり、身体的不調や無気力を感じる場合があります。学校教育目標は「どのような教育を提供するか」を書くべきであり、理想的な子ども像を押し付けるものではないはずで、教師が求める子ども像(明るく、積極性があり、素直でたくましく賢い子)と異なる個性(控えめで大人しく、批判的思考力があり、繊細で、記憶力や表現力が弱い子)を持っていても、どんな個性も認められ、個性を長所に変えるものが教育ではないでしょうか？	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。

23	(P10) 第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性 7子供の健康と安全・安心の確保	スポーツに関しては学校の部活動に依るところが大きいですが、外部人材の活用でより専門性の高い指導が受けられるようにする、本人の希望に応じて強化度合いを選択できる(専門性を追求するか趣味の域でたしなむか)といった方向性を検討してください。	1 【記述済み】 P72第5章施策の具体的な方向性・2教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用において、生徒のニーズを踏まえた部活動の充実について記述しております。
24	(P10) 第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性 7子供の健康と安全・安心の確保	県内の学校で緊急地震速報の受信放送機が設置されていない地域がありますので、早期設置を願います。学校施設の避難所機能を高め、いざという時の子どもたちの避難場所としての機能を高めて下さい。備蓄を増やす、災害用設備を充実させるといった方向性も追記してください。 普段から学校が地域に開かれていることで、地域の人々が子どもと関わり、いざという時も子どもの見守りや救助に協力してもらいやすくなることから、地域と学校の間関係を深めておくことも子どもたちの安全にとって大切。	1 【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。県では、山梨県学校防災指針に基づき、実効性のある学校防災計画の作成や、系統的な防災教育指導の実施に向けた取り組みを進めます。
25	(P11) 第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性 8教員の多忙化	教員の業務内容はどんなことが負担になっているかの調査をしているか？しているならその内容を分析すべき。学校の役割が多様化し、業務内容が増えていることも多忙化の一因となっているのではないかと？	1 【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。これまで、教員の業務内容の調査の実施・分析はしております。業務内容が多様化・増加していることが教員の多忙化の要因であるため、今後はP71第5章施策の具体的な方向性・(1)学校における働き方改革の推進等」等の取り組みにより教員の負担軽減を図ります。
26	(P11) 第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性 8教員の多忙化	「今後の教育に求められる方向性」の中で、教員のウェルビーイングの向上という言葉を入れてはどうか？	1 【修正加筆等意見反映】 子供たちのウェルビーイングを高めるには教員のウェルビーイングの向上が重要であるため、P11今後の教育に求められる方向性の2つめの○を次のように修正します。  教員は学校教育の要を担うことは言うまでもなく、強い意欲と情熱をもった優秀な人材を確保することは喫緊の課題です。教員が自らの能力を十分に発揮し、やりがいと働きやすさを感じ、ウェルビーイングの実現が図られる魅力ある職場環境の構築とその魅力の発信が求められます。

27	(P11) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 8教員の多 忙化	教員同士の信頼関係を大切に、学び合いや相談ができる学校づくりを目指してほしい。 山梨スタンダードといった画一的なスタイルを廃止し、学校や教師の裁量権を拡大して、教師一人一人が個性を生かしたユニークで魅力的な学びの場づくりが望ましい。	1 【記述済み】 P29第5章施策の具体的な方向性・1確かな学力を伸ばす教育の充実において、やまなしスタンダードの見直しについて記述しております。また、P74第5章施策の具体的な方向性・3学校教育を担う教員の資質・能力の向上において、校内での研修会の充実について記述しております。
28	(P11) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 8教員の多 忙化	各種調査や割り当てられた研修、研究授業、クレーム対応や部活動の指導などが教員の負担になっていると聞く。現場に還元されない無駄な調査や研修がないか精査し、必要不可欠な調査や研修の成果は現場に還元すべき。教員や学校現場が、職員の興味・関心や必要性に基づいた研修や研究テーマを自分で選べる（やるやらないも含めて）仕組みに変えていった方がよい。	1 【記述済み】 P71第5章施策の具体的な方向性・1学校における業務の効率化において、学校における働き方改革について記述しております。また、P74第5章施策の具体的な方向性・3学校教育を担う教員の資質・能力の向上において、教員のキャリアに応じた研修の充実について記述しております。
29	(P11) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 8教員の多 忙化	過剰な生徒指導（服装チェックなど）や学習規律の徹底を見直し、教員の負担軽減を図る。	1 【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。P11第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性・8教員の多忙化にありますように、校務の合理化・効率化により教員の負担軽減を図ります。
30	(P11) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 8教員の多 忙化	教員の増員に加え、多様化する機能・役割に合わせてICTや福祉、法律、心理の専門人材の配置を増やし、教科指導についても外部人材を活用するなど、教育に関わる人を増やす方向性を示してほしい。	1 【記述済み】 P72第5章施策の具体的な方向性・2教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用等において、外部人材等との連携について記述しております。
31	(P11) 第2章教育 を取り巻く 社会の状 況と今後求 められる方 向性 8教員の多 忙化	教員が自ら学ぼうと思っても、学ぶ時間がない、自由な発想や発言が許されない雰囲気があるのではないかと？学ぶ時間の確保や学ぶ内容や方法を自分で選べるようにすべき。 また教員の資質を向上させるだけでなく、教員の役割が「教える」から「支える」に変化し、求められるスキルも変わってきていることを認知・周知する必要がある。	1 【記述済み】 P74第5章施策の具体的な方向性・3学校教育を担う教員の資質・能力の向上において、教員のキャリアに応じた研修の充実について記述しております。

32	(P12) 第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性 9 教員の資質向上	P12 9 教員の資質向上について 文部科学省は、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「子供の性被害防止プラン2022」、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」等の関連施策に続き、令和5年7月27日「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ策定」の通知を関連機関に届け、子ども・若者への性被害予防強化に積極的に着実な教育実践を求めています。こども・若者は、被害に遭っても、性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しいことから、「すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題です。三つの強化策の確実な実行として、1 加害を防止する強化策 2 相談・被害申告をしやすい強化 3 被害者支援の強化策等です。教員の資質向上では「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」緊急対策を速やかに実施できるよう教員の資質向上を図ってほしい。	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。児童生徒への教育啓発の充実や学校における支援の充実等、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の視点を研修内容に取り入れる等、教員の資質向上を図ります。
33	(P12) 第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性 9教員の資質向上	同時に 子どもを性被害から守るため、子どもと接する教育の仕事に就いた人には、採用時、性犯罪歴がないこと等を証明する徹底的な仕組みを厳守する。また、性暴力加害教員の厳正な処分を行うこと等、明記していただきたい。	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。採用においては、国のデータベース等を活用して適正な採用ができるよう努めます。また、性犯罪をはじめ教職員の信用失墜行為については、指針に基づき厳正な処分を行います。
34	(P12) 第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性 9教員の資質向上	子ども基本法の内容を理解し、子どもの権利を守る意識の醸成も重要。	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
35	(P12) 第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性 9教員の資質向上	再任用の教員と今の子どもたちとは世代の開きが大きく、常識や世界観に大きなギャップがあることを認知し、時代の変化に柔軟に対応できる資質も求められる。	1	【記述済み】 P2第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性・9教員の資質向上において、教職生涯を通じ自律的かつ継続的に学び続ける教員の姿について記述しております。
36	(P12) 第2章教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性 9教員の資質向上	保幼小中の職員・教員の交流による子ども理解、特別支援学校との人事交流、一般企業や大学との人事交流も学校の活性化や教員のスキルアップに効果的だと思う。 教員(特に管理職)の異動サイクルが短すぎて、腰を据えた学校経営ができていないと感じる。	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
37	(P23) 第4章山梨県教育の目指す方向性 1基本理念	「～誰もが自分に合った教育の機会にアクセスできるやまなし～」としては？	1	【記述済み】 副題であります「誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし」には、誰一人取り残されることなく、夢と希望に邁進できる教育環境の実現を目指すということが含まれています。

38	(P24) 第4章山梨 県教育の 目指す方向 性 1 基本理念	「主体的に学ぶ」の項目では「探求」という表現を入れてはどうか？	【修正加筆等意見反映】 探究は今後の教育に求められるキーワードの1つであるため、P24「主体的に学ぶ」の1つめに「探究」を入れ、次のように修正します。  1 誰もが希望を持ち、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断しながら行動・探究し、それぞれに思い描く幸福といったウェルビーイングの実現に向けて学び続ける姿を目指します。
39	(P24) 第4章山梨 県教育の 目指す方向 性 1 基本理念	「他者と協働する」の「…持続的な地域社会をけん引する…」は「…持続可能な社会のつくり手となる…」としては？	【修正加筆等意見反映】 一人一人が社会の形成者として主体的に参画することを目指していることを分かりやすくするため、P24「他者と協働する」の2つめを次のように修正します。  1 本県の豊かな自然、歴史、伝統・文化、産業を学び、世界に目を向けながら、他者との協働により、持続可能な社会の創り手となる姿を目指します。
40	(P24) 第4章山梨 県教育の 目指す方向 性 1 基本理念	「他者と協働する」に「対話により信頼関係を築き、だれひとり取り残さない意思決定ができる姿を目指します」を加えてはどうか？	【記述済み】 前文に記述があります、誰一人取り残されることなく、夢と希望に邁進できる教育環境の実現のなかに含まれていると考えております。  1
41	(P24) 第4章山梨 県教育の 目指す方向 性 1 基本理念	「豊かな未来を拓く」の項目では「誰もが希望を持ち…自分らしく生きられる」という言葉を入れては？	【記述済み】 誰もが希望を持ち、自らの人生を拓き、幸福といったウェルビーイングを実感している姿を目指しますという記述のなかに、自分らしく生きられるという意味も含まれていると考えております。  1
42	(P24) 第4章山梨 県教育の 目指す方向 性 1 基本理念	上記は「目指す姿」という形で書かれているが、本来基本理念の部分では、「どのような学びの環境を作るか」を書くべき。目指す「人」の姿ととらえられてしまうと、それができていない「人」の責任のように感じられてしまう。目指すべき「状態」を示しているということが分かりやすい表現にした方が良い。「どういう人を作るか」ではなく「どういう学びを提供するか／つくるか」を理念として掲げてください。	【反映困難】 「姿」としているのは、基本理念にありますように、様々な教育の取り組みを通じ、「誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし」という教育環境を整え、「主体的に学び他者と協働し 豊かな未来を拓く やまなしの人づくり」の実現を目指すという考えによります。  1

43	(P25) 第4章山梨 県教育の 目指す方向 性 2基本目標	生きる力は自分で身につけるもの、子どもは自らの力で育つものという観点から「I 未来を生きる子どもたちが生きる力を身につけられる教育の推進」に変更しては？	1 【反映困難】 P27第5章施策の具体的な方向性・基本方針 I 子供主体の授業への授業観の転換の将来の姿にありますように、多様な他者と協働したり、自己調整したりして学習を進めていく子供主体の授業への転換を図ることにより、子供一人一人の関心・意欲や特性に基づいた子どもの力を伸ばす学びが実現することを目指しております。
44	(P25) 第4章山梨 県教育の 目指す方向 性 2基本目標	第2章の現状と課題、求められる方向性の中に謳われていることが反映されていない。「ウェルビーイングの実現」や「持続可能な社会のつくり手」はどこへ行ってしまったのか？「生きる力」とは「個人と社会のウェルビーイングを実現するための力」なのでは？	1 【記述済み】 「ウェルビーイングの実現」や「持続可能な社会のつくり手」につきましては、基本理念に反映しております。
45	(P25) 第4章山梨 県教育の 目指す方向 性 2基本目標	「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」といった「学ぶ内容」だけでなく、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」「探求的な学びの充実」「自分でデザインする学びへの転換」といった「学び方」改革への説明が必要。	1 【記述済み】 P27第5章施策の具体的な方向性・1個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実等において、個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実、自由進度学習などの導入について記述しております。
46	(P25) 第4章山梨 県教育の 目指す方向 性 2基本目標	「子ども主体の授業への授業観の転換」は良いと思うが、もっと広い意識で「子ども主体の学びへ 教育観の転換」としては？	1 【修正加筆等意見反映】 今後の教育には、教育観の転換が求められており、P25基本方針1「子供主体の授業への授業観」の転換を次のように修正します。  子供主体の授業への教育観の転換
47	(P25) 第4章山梨 県教育の 目指す方向 性 2基本目標	「学びの内容」は「成長の基盤となる資質・能力の育成」ではなく「新しい時代に求められる資質・能力の育成」では？それは「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」がバランスよく育まれていることよりも、第2章の方向性で出てきた「暗記」「正解主義」への偏りからの脱却であり、「コミュニケーション力、主体性・積極性・包摂性、課題発見・解決力、創造力、論理的思考力、チームワーク力、ストレス・感情対処力、メタ認知・自己コントロール力」といった「非認知能力」に重点を置いたものではないか？ 「2成長の基盤となる資質・能力の育成」は「2新しい時代に求められる資質・能力の育成」とし、非認知能力を中心とした施策項目にしたほうがよい。	1 【反映困難】 「成長の基盤となる資質・能力の育成」には「新しい時代に求められる資質・能力」も含まれていると考えております。
48	(P25) 第4章山梨 県教育の 目指す方向 性 2基本目標	「少人数教育の推進」は「個別最適な学び」を実現するのに必要な条件なので、「I 未来を生きる子供に・・・」の中に入れては？	1 【記述済み】 P50第5章施策の具体的な方向性・1きめ細かな質の高い少人数教育の推進の将来の姿に記述がありますように、少人数教育を推進することにより一人一人の子供の可能性を最大限発揮できる教育環境の実現を目指しております。

49	(P25) 第4章山梨 県教育の 目指す方向 性 2基本目標	「子どもの権利」「多様な学びの充実(学び方や学びの場を選択できる環境)」「インクルーシブ教育の充実」といった方向性も重要な視点なので、言及してください。	1 【記述済み】 第2章におきまして、「人権」「多様な学びの場」「子供主体の授業」「インクルーシブ教育」について記述しております。
50	(P25) 第4章山梨 県教育の 目指す方向 性 2基本目標	基本方針として「教員のウェルビーイングの向上」を入れては？	1 【記述済み】 P3第2章8「教員の多忙化」の今後の教育に求められる方向性2つめの○において、教員のウェルビーイングの向上を図っていくことを記述しております。
51	(P25) 第4章山梨 県教育の 目指す方向 性 2基本目標	学校内の人的環境だけでなく、物理的な環境、社会環境、家庭環境などについても整備してほしい。例えば学校統合や小規模化への対応、「こどもまんなか」社会や「教育観の変革」の概念を周知し県民意識を変えていくこと、「保護者／家庭への支援」といった項目も加えては？	1 【記述済み】 第5章施策の具体的な方向性において、小規模学校への支援、子供主体の授業への授業観の転換、家庭への支援について記述しております
52	(P26) 第4章山梨 県教育の 目指す方向 性 2基本目標	基本目標Ⅰの「1子ども主体の授業への授業観の転換」は「子ども主体の学びへの教育観の転換」とする。施策項目として「(1)自立した学習者の育成」と書いてしまうと「学習者」が「育成される」受け身の立場になってしまうので表現と内容が矛盾している。「(1)与えられる学びから、自分でデザインする学びへ」といった表現に変える。	1 【反映困難】 P27第5章施策の具体的な方向性・(1)自立した学習者の育成の将来の姿に記述がありますように、「自立した学習者の育成」は、自ら自己調整して学習を進め、子供一人一人の関心・意欲や特性に基づいた力を伸ばす学びの実現を目指しており、ご指摘にあることは意図しておりません。
53	(P27) 第5章施策 の具体的 方向性 基本方針1 子供主体 の授業へ の授業感 の転換	教科学習の場だけ主体性を求めても、形だけのものとなってしまいます。普段の学校生活全体を通して、子どもたち一人一人が学校のつくり手として主体的に関わることができる「学校観」の転換が必要です。	1 【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。社会の形成者として主体的に参画する主権者としての資質・能力の育成を、学校生活のあらゆる場面を通じて推進していきます。
54	(P27) 第5章施策 の具体的 方向性 基本方針1 子供主体 の授業へ の授業観 の転換	学校を現代の子どもに合わせて改革していくには、校長の意欲が必要だが、現状では長い教員歴があり、定年前の数年、波風を立てず終わらせるという校長が多い。教育改革を行うためには若い世代の校長任用、また校長任用の基準として、教育改革への意気込みや具体的な案の提示を課すなど意欲的な校長が増え、本気で教育を改革していく任用制度を作ってほしい。	1 【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。現行の管理職登用検査において、筆頭試問や口頭試問を実施して、学校教育や教育改革等に取り組む意欲等を確認しており、今後も本気で教育改革に取り組む人材を登用します。また、若い世代の管理職登用については調査・研究を行い、教育改革に意欲的で、責任感のある人材を登用できる制度の構築に努めます。

55	(P29) 第5章施策 の具体的 方向性 1確かな学 力を伸ばす 教育の充 実	「やまなしスタンダード」は廃止し、画一的なスタイルではなく教師一人ひとりの個性を生かしたユニークで魅力的な学びの場づくりを進めてください。県として、教師や学校の自発的な特色ある学びの取り組みを支援してください。	1	【記述済み】 P29第5章施策の具体的方向性・1確かな学力を伸ばす教育の充実において、やまなしスタンダードを見直しについて記述しております。
56	(P29) 第5章施策 の具体的 方向性 1確かな学 力を伸ばす 教育の充 実	家庭学習は教育虐待とも言われ、弊害が大きい。個人の興味・関心や個性、家庭環境に応じて選択できる内容として欲しい。 知識や能力の習得に偏らず、非認知能力の育成を重視した内容として欲しい。	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
57	(P29) 第5章施策 の具体的 方向性 1確かな学 力を伸ばす 教育の充 実	教員の研究や研修は各自の興味・関心や必要性に応じて選べるようにする。 先進的な取り組みを視察したり、人材交流により、新しい学びのスタイルを実現できる環境を整える。教育委員会や管理職、保護者に「学び方や求められる資質・能力の変化」を周知し、理解を深め、導入しやすい環境を整える。	1	【記述済み】 P74第5章施策の具体的方向性・3学校教育を担う教員の資質・能力の向上において、教員のキャリアに応じた研修の充実について記述しております。
58	(P29) 第5章施策 の具体的 方向性 1確かな学 力を伸ばす 教育の充 実	全国学力テストは学校ごとクラスごとの平均点に意味はなく、個々人の習熟度や学習方法が適切かどうかを知るためのツールであることを改めて認識し、学力テストのための勉強をさせたり、学校ごとの比較をすることが無いよう、学校関係者、保護者・地域住民にも周知徹底してください。	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。県では、国が示している全国学力・学習状況調査の調査目的に沿って調査を実施しているところです。各種学力調査の結果を踏まえた授業改善・充実に向けた取り組みについて、ホームページで公開し、保護者を含めた県民の皆様にも広く周知を図っているところです。
59	(P29) 第5章施策 の具体的 方向性 2就学前 から高等 教育まで の各段階 の連携の 推進	幼稚園・保育所との連携は小学校だけでなく、中学校、特別支援学校も含めた方がよい。子どもの資質・能力の向上という観点ではなく、子どもたちの今と未来のウェルビーイングの観点や、次の段階への準備ではなく各発達段階で大切にすべき事柄を再認識するための連携としてほしい。	1	【記述済み】 P33第5章施策の具体的方向性・生徒指導の充実において、切れ目ない支援や指導が継続されるよう、異校種間での情報交換等について記述しております。
60	(P29) 第5章施策 の具体的 方向性 2就学前 から高等 教育まで の各段階 の連携の 推進	高校の入学選抜において、中学校の調査書に出席日数を記載しないこと、本人および保護者に公開することを検討してください。学力テストだけでなく、学校とのマッチングによる入学選定を導入してください。	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。

61	(P30) 第5章施策 の具体的 方向性 3命を守る 教育の推 進	<p>第2章 教育を取り巻く社会の状況において、子どもの健康と安全・安心が確保されていない実態としていじめや自殺等を指摘して、人権教育、性の指導を掲げているが、それが、第5章 施策の具体的方向性の以下の項目における「具体的な取り組み」に反映されていないと考える。加筆を5か所お願いします。</p> <p>&lt;加筆&gt; ○「生命(いのち)の安全教育」を推進します。 ○危険に際して命を守るために、暴力と安全確保、性的同意、リプロダクティブヘルスライツ等に関わる包括的性教育を推進します。</p> <p>&lt;意見内容&gt;児童虐待、性暴力、デートDV、いじめ等の暴力の被害にあい、心身の健康を脅かされている子どもたちの実態がある。16歳から24歳を対象にした内閣府の「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」(2022年3月発表)によると、子どもの4人に1人が性暴力被害にあっている。また、デートDVは、10代のカップルの3組に1組で起きている。小学校の高学年から高校生、大学生も、子どもたちはデートDVで苦しんでいる。さらに、性虐待、性暴力をだれにも言えずトラウマインフォームドケアがなされていない状況もある。デートDV、性暴力、虐待等の早期発見と急性期・中期・長期の支援が回復への道を開くが、予防もまた教育においては重要である。幼少期、思春期からの性被害は、生涯にわたる健康を蝕む要因であり、命の安全と直結する。そのために予防教育としての包括的性教育は喫緊の課題である。文科省の「生命(いのち)の安全教育」は、このような実態を踏まえ、性犯罪・性暴力防止対策として出されたものであり、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において今年度から推進するように示されている。また、県が「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行のために、今パブリックコメントを募集している「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」(素案)によると、アンケート調査の結果において、教育・啓発すべき項目として、「いじめの防止、からだの発達、月経、性被害防止、避妊、中絶、虐待・DVの防止」を要望する割合は、特に10代20代において非常に高い。</p>	<p>【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。県では、令和5年3月の文部科学省通知「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定について」を受け、小・中学校の設置者である市町村(組合)教育委員会に対し、各学校や地域の状況に応じ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう児童・生徒の発達段階に応じた「生命(いのち)の安全教育」の推進に向けた取り組みを依頼しております。</p>
62	(P30) 第5章施策 の具体的 方向性 3命を守る 教育の推 進	<p>2020年よりがん教育はがん対策基本法に基づいてがん教育として実施することとなっている。そこで、以下の項目を追加する。 ⇒学校における体系的ながん教育に関する指導内容を整理し、児童生徒に、健康教育等の一環としてがん教育を充実します。【義・高】</p>	<p>【記述済み】 P37第5章施策の具体的方向性・1健康教育の充実において、がん教育についての取り組みを記述しており、今後の参考にさせていただきます。</p>
63	(P30) 第5章施策 の具体的 方向性 4主権者教 育の推進	<p>&lt;加筆&gt; ○学校生活のあらゆる場面を通じて、権利の主体であることを学ぶ教育を推進します。</p> <p>&lt;意見内容&gt; 確かな学力をつけるためには、子どもたちが権利の主体であることを学ぶ教育が必要である。対等な人間関係づくりを基盤する人権尊重は、学校生活のあらゆる場面を通じて、具体的な実践から学ぶことが必要である。</p>	<p>【記述済み】 P30第5章施策の具体的方向性・4主権者教育の推進において、主権者としての資質・能力の育成について記述しております。</p>

64	(P30) 第5章施策 の具体的 方向性 4主権者教 育の推進	誰かに教えられる主権者教育を形だけ行うよりも、学校づくりにより主体的に関わることや、対話によりだれひとり取り残さない課題解決の体験を重ねることで、自己効力感や課題発見・解決力、対話力、当事者意識が醸成されるのではないかと？	1 【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。社会の形成者として主体的に参画する主権者としての資質・能力の育成を、学校生活のあらゆる場面を通じて推進していきます。
65	(P30) 第5章施策 の具体的 方向性 4主権者教 育の推進	〈加筆〉 学校の教育活動全体を通じた系統的・組織的な人権教育、包括的性教育の全体計画・年間指導計画の下、人権尊重の精神を培い、「いじめ」「性暴力」「デートDV」等の暴力の根絶を目指します。【義・高】  〈意見内容〉 包括的性教育は、性の教育であり、人権教育であり、ジェンダー平等教育である。具体的に危険から命を守る教育である。ユネスコがWHO等と一緒に公開した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」には、キーコンセプトとして、「人間関係」「価値観、文化、セクシュアリティ」「ジェンダーの理解」「暴力と安全確保」「健康とウェルビーイングのためのスキル」「人間のからだの発達」「セクシュアリティと性的行動」「性と生殖に関する健康」の8つがあげられている。 文科省の「生命(いのち)の安全教育」において、「性暴力」「デートDV」ということばを入れての学びを示しているの、「いじめ」と並んで暴力として認識する教育が必要である。 また、文部科学省『生徒指導提要』(2022年12月版)においても「第12章 性に関する指導」においても、「生命(いのち)の安全教育に言及して、性暴力、デートDVに対する指導が示されている。	1 【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。県では、令和5年3月の文部科学省通知「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定について」を受け、小・中学校の設置者である市町村(組合)教育委員会に対し、各学校や地域の状況に応じ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう児童・生徒の発達段階に応じた「生命(いのち)の安全教育」の推進に向けた取り組みを依頼しております。
66	(P32) 第5章施策 の具体的 方向性 2道徳教育 の推進	思いやりの心は教えられて育つものではありません。人権が守られ、他者を大切にしようコミュニティの中で自然に育つものです。まずは学校で子どもの人権が守られ、大人と子ども、子ども同士の信頼関係が構築されていることが重要です。道徳教育や生徒指導、いじめ・不登校の未然防止等については、第2章5と7への意見を参照してください。	1 【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
67	(P49) 第5章施策 の具体的 方向性 成果指標	P49、80に記載されている未来のトップアスリート20人→140人と7倍の目標値です。本当に可能ですか。	1 【その他】 目標値140人は令和4年度からの累計値であり、毎年20人の発掘・育成を目指しております。現時点の実績を考慮すると達成できる見込みです。
68	(P50) 第5章施策 の具体的 方向性 1少人数学 級編成による 学びの充実	少人数学級の導入において、単級の学年には適用されないという不思議な制度があります。県内では小規模校が増加しており、はぐくみプランの恩恵を受けられない学校が多数あります。名ばかりの少人数教育ではなく、どの学校にも適用される少人数教育を実現してください。	1 【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。県では、令和5年度より、25人学級の拡大に加え、学級数を増やさず教員を追加配置することで、少人数教育を実施するアクティブクラスについて改善を図り、加配教員の1日の勤務を可能としています。ご意見をいただいた単級の学年では、1クラス25人を超えた場合このアクティブクラスを運用することで、きめ細かな質の高い教育の実現を図っているところです。

69	(P53) 第5章施策 の具体的 方向性 1不登校児 童生徒等 の教育の 機会の確 保	<p>小学校入学時点(あるいは幼児教育段階)で多様な学びの選択肢があり、それぞれの子どもに合った学びを選ぶことが前提となっている地域・社会に変わっていく必要がある。</p> <p>多様な学びの提供は行政が設置する学校だけでは賅えないことから、私立学校の誘致や民間経営のフリースクールの設立支援、ホームスクーリングの支援体制の整備が必要。フリースクールの認定制度や財政的支援を早急に検討してください。官設民営の居場所・フリースクールの設置を促進するよう市町村へ働きかける。</p> <p>保護者の支援(精神的、教育的、経済的)や情報提供も必要です。</p> <p>保護者向け・子ども向けパンフレットや支援サイト、動画などの作成、普及を検討してください。</p> <p>他、第2章5、7の意見を参照してください。</p>	1 【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。P53第5章施策の具体的方向性・(2)多様な学びの実現にもありますように、まずはNPOやフリースクールといった民間団体、学校、行政による連携を促進します。
70	(P53) 第5章施策 の具体的 方向性 施策の目 指す姿	【将来】「…子ども一人ひとりが自分らしく学べる環境が用意されている」としては？	1 【記述済み】 適切に学べるように寄り添った支援が行われているという言葉には、自分らしく学べる環境が用意されているという意味が含まれていると考えております。
71	(P54) 第5章施策 の具体的 方向性 3ジェンダー 平等に向け ての教育の 推進	P54 3ジェンダー平等に向けての教育の推進について本素案では、今後の教育に求められる方向性に、「持続可能な開発目標(SDGs)」が示され、学習指導要領において持続可能な社会の創り手の育成が位置付けられており、先進国で最下位の気絶級のジェンダー不平等社会を変える教育の力に期待したいと思いません。ジェンダー平等に向けての教育の推進では、早急に、ジェンダーに基づく差別や暴力の分野の解決への教育の推進が急がれます。特に、性と生殖に関する健康・権利の浸透が図れる教育の推進を望みます。そのためには、SDGsのターゲットで推奨される科学的根拠に基づく、包括的性教育の実践をジェンダー平等教育に位置付けることを明記してほしい。	1 【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。学校では、児童生徒の自分自身の大切さとともに、他の人の大切さを認めるために求められる人権感覚を涵養し、実践力や行動力を育成するため、発達段階に応じた人権教育を推進する中で、ジェンダー平等の意識も育てています。
72	(P54) 第5章施策 の具体的 方向性 3ジェンダー 平等に向け ての教育の 推進	昨今の乳児の遺棄や又、妊娠に気付かず、気付いていても誰にも言えずに出産を迎えてしまった若年層の妊婦がいることに大変心を痛めています。その背景には性教育を再度、包括的性教育として実施することを検討して頂きたいと考えています。命を育む教育の中では、例えばレイプや性虐待の末に妊娠をして、出産せざるを得ない状況に陥った場合などでは、その子どもは大切な命と思えるでしょうか。是非、包括的性教育で人権＝同意の考えを浸透させて頂きたいと考えています。	1 【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。

73	(P54) 第5章施策の具体的方向性 3ジェンダー平等に向けての教育の推進	<p>〈加筆〉 ○全ての教員が教育課程及びあらゆる教育活動の中で、ジェンダー平等教育を推進します。</p> <p>〈意見内容〉 命と性は深く分かちがたいものである。生まれた時から(いや、生まれる前から性別を考える人は多いだろう)死ぬまで、生き方は常に性とともにある。性の問題はジェンダーに関する問題であり、性と切り離れた個人の人生はない。 私たちは生まれた時から性に関するバイアスの中で成長している。社会構造がジェンダー不平等だからである。ジェンダーバイアスをもっていない人はひとりもない。だからこそ、教育において、それを意識することが重要である。柔軟で鋭い感性を有する子どもたちにとって、学校において、全ての教員が教育課程およびあらゆる教育活動の中で発することばは、ジェンダー平等社会の実現につながるものとして受け取る。ジェンダー平等教育の推進は、混合名簿や校内規定に限らない。教育課程全般および、あらゆる教育活動の実践のなかでなされるものである。意識啓発だけではなく、各教科等における知識や認識等において、ジェンダー平等教育として実践されることが、子どもたちの可能性を伸ばすことにつながる。</p>	<p>【修正加筆等意見反映】 多様性への理解や尊重が求められるなか、ジェンダー平等に向けての教育の必要性が高まっているため、P54第5章施策の具体的方向性・3ジェンダー平等に向けての教育の推進に次の取り組みを追記します。</p> <p>児童生徒が性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮できるようジェンダー平等に向けての教育を推進します。</p>
74	(P56) 第5章施策の具体的方向性 3特別支援教育における就学前からの支援と就学支援の充実	<p>特別支援学級から就労への準備、キャリア教育が手薄になっている。特別支援学校でのキャリア教育を広域で受けられるようにする、都留文科大学のプログラムのような公開キャリアプログラムを普及させる、心の発達支援センターなどでも行うなど対策が必要。</p>	<p>【記述済み】 P44施策の具体的方向性・3学校から社会への就職支援において、特別支援学校の生徒の就職実現に向けた取り組みについて記述しております。</p>
75	(P56) 第5章施策の具体的方向性 3特別支援教育における就学前からの支援と就学支援の充実	<p>病弱教育が継続して受けられるよう、病院併設の特別支援学校に寮を設置することを検討しては？ 通級指導などをしやすくするため、支援に必要な機材や教材を充実させる。</p>	<p>【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

76	(P66) 第5章施策 の具体的 方向性 成果指標	数値目標についてP64、66、82に記されている地域 学校協働活動推進員等は4.6%→60%と約13倍の伸 び率です。はたして実行可能か疑問です。	【その他】 文部科学省はコミュニティ・ スクール(CS)と地域学校協 働活動の一体的な推進を進 めており、本県においてもこ れまで全国的に低水準で あったCSもR4年度28.6%か らR5年度43.5%と着実な伸 びを見せております。地域学 校協働活動はCSと一体的に 推進しており、推進員配置 校数割合はR4年度4.6%か らR5年度9.5%と目標値を上 回る順調な伸びを示してい ます。また、R5年度より国補 助金を活用して「山梨県地 域・学校の協働体制の構築 と強化事業費補助金」を創 設し県内市町村への補助を 開始しています。これによ り、推進員等の配置を促進 することで目標達成は可能 であると考えます。
77	(P67) 第5章施策 の具体的 方向性 成果指標	1人1台パソコンを自宅に持ち帰り可とする小中学校の 割合10.3%→80.0%と8倍の目標値です。本当に可能 ですか。	【その他】 毎日の持ち帰りを可能とし ている小中学校の割合は、令 和5年度15.9%、時々持ち帰 ることを可能としている小中 学校も56.7%となっていま す。すでに自宅に持ち帰り ができる環境は整備されつ つあるので、目標達成は可 能であると考えます。
78	(P72) 第5章施策 の具体的 方向性 2教員以外 の専門ス タッフ・外部 人材の活 用	部活動指導員の配置について。部活動指導は、大半 の中学校教員の大きな負担になっている。現場の教 職員の声を十分に反映しつつ、部活動の地域移行を 進めてほしい。生徒の部活離れ、クラブへの加入が増 えている中、部活動の各種大会のあり方、回数も検討 していただきたい。	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせ ていただきます。部活動の 地域クラブ活動への移行に 向けては、教員をはじめ、児 童生徒、保護者のニーズや 課題を把握するためのアン ケートを実施し、市町村へ情 報共有を図りながら体制整 備に取り組んでいるところ です。また、各種大会の在り方 などについては、県策定の ガイドラインにおいて、大会 等の上限を検討することや 実施方法の工夫について県 の考え方を示しており、引き 続き、県小中学校体育連盟 と協議を進めます。

79	(P72) 第5章施策 の具体的 方向性 2教員以外 の専門ス タッフ・外部 人材の活 用	教員の多忙化軽減のため教員以外の専門スタッフや外部人材の活用が求められるが、教員免許を持たない方が教える時には教員が同伴しなくてはならないため、教員の業務軽減にはならないと聞いている。また、採点などを地域の方に頼むのは個人情報保護の観点から難しいとも聞く。専門スタッフや地域の方など外部人材を本当に活用するためには、研修や資格制度を作り、教員が仕事を任せられる仕組みを作る必要があるのでは。また、人材とニーズのマッチングをする専門のコーディネーターを配置することがとても重要。市町村単位では難しい研修や資格制度の構築や、コーディネーターの育成に、県として力を入れてほしい。	1 【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。県では、市町村が行う学力向上支援スタッフ及び、スクール・サポート・スタッフの配置に対して支援を行っています。学力向上支援スタッフやスクール・サポート・スタッフの任用に当たっては、市町村において、ふさわしい人材を採用し、現状では、研修・資格制度や人材マッチングについては、必要ないものと考えますが、今後もこうした外部人材の効果的な活用を図ります。
80	(P72) 第5章施策 の具体的 方向性 2教員以外 の専門ス タッフ・外部 人材の活 用	具体的な取り組みとして以下を追加する ⇒がん体験などの体験知を持っている専門職やがんサバイバー等との連携のもと、「生きる力」や「深い学び」を考慮し、課題としてのニーズに合った質の高いがん教育を実施できるよう教員の専門性と外部講師の体験知を融合させた教育活動を展開する。【義・高・保】	1 【記述済み】 P37第5章施策の具体的方向性・1健康教育の充実において、外部講師等と連携した取り組みについて記述しております。
81	(P72) 第5章施策 の具体的 方向性 成果指標	P72、教職員の残業時間80h超過の割合果たして本当に0%になるのか疑問あり	1 【その他】 「過労死ライン」といわれる月あたり勤務時間80時間以上超過の教員を1人でも出さないという目標を掲げ、学校における働き方改革のさらなる推進を行い、教員のワークライフバランスの実現を図ります。
82	(P72) 第5章施策 の具体的 方向性 成果指標	◆成果指標に以下を加える ⇒小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校での外部講師を活用したがん教育の実施状況を「現況値」と「目標値」共に記載して成果の可視化を行う。	1 【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。県では令和4年度より、がんに関する正しい知識とがん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識を深めるため、「がん教育等外部講師連携支援事業」を実施しております。

83	(P74) 第5章施策の具体的方向性 3学校教育を担う教員の資質・能力の向上	<p>〈加筆〉 ○全ての教員が社会全体の構造に潜むジェンダーバイアスや「隠れたカリキュラム」、人権、リプロダクティブヘルスライツ等に関わる研修に参加して、ジェンダー平等教育の実践についての能力を高めます。</p> <p>〈意見内容〉 日本のジェンダーギャップ指数が常に世界の中で120位前後であることは、ジェンダー不平等という社会構造の問題であり、学校における「隠れたカリキュラム」等を認識することが、ジェンダー平等教育の推進に欠かせないと思う。そのために教員の研修が必要である。 「第5次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」及び「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」との整合性も踏まえて、教員の研修は、ジェンダー平等教育推進の鍵である。</p>	1	【記述済み】 P74第5章施策の具体的方向性・3学校を担う教員の資質・向上において、教員の資質・能力と実践力を高めるための研修内容の充実について記述しております。
84	(P77) 第5章施策の具体的方向性 3学校安全の推進	P77第5章3学校安全の推進に危険予測、危険回避能力の推進、向上の項を特別に設けて大きな目的として項目だてて欲しいです。「市町村と小中学校との連携・協働を図りながら、危機管理(防災)マニュアル及び避難行動タイムラインの作成・見直し、避難確保計画及び避難の実施など、学校防災体制の構築を推進します。」とあります。過去において東日本大震災で東北地方をおそった地震とそれに伴う津波、今回R6年1月1日16:10ころ発生した能登地方の大地震と火災発生、道路など交通網、上下水道、電気、ガスなどの公共インフラの被災などの反省と対応を考えるとこのP77の事項はもっと重みのある事項として新たに項目だてすることを望みます。	1	【記述済み】 P30第5章施策の具体的方向性・3命を守る教育の推進において、生涯にわたり自分の安全を確保するための基礎的な素養を身につけるための取り組みを記述しております。
85	(P79) 第6章計画の進行管理 2目標となる指標一覧	全国学力・学習状況調査は不登校や特別支援学級・学校の児童生徒は含まれていますか？含まれていないとしたら、山梨県のこども全体の状況を示す指標とはなりません。 主観を問う項目は特に学校を通した調査では子どもが感じていることを率直に書かず、教師が求めそうな回答を書いてしまう傾向がある。保護者を通したアンケートを実施するか、別の指標を考えては？	1	【実施段階検討】 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
86	全般	募集期間がR6.2.16～2.29まで14日間と短いです。以前の1ヶ月間に戻して欲しいです。(検討時間が短いため)	1	【その他】 県の「県民意見提出制度実施要綱」に基づき実施させていただきます。 ご意見につきましては、次回募集期間を決める際の参考とさせていただきます。
87	全般	若者の自殺、ひきこもり、不登校、いじめが多い山梨県です。今までと変わらないで「学力優先」の教育をしては、自殺もひきこもりも不登校もいじめも減らないのではないのでしょうか。子どもの意見を聞くことは「こども基本法」で守られていますので、大人だけで決めてください。こども基本法について、教育委員会や教育現場にいる教師が理解を深め、子ども達に伝え、子ども達の権利を守ってください。教育大綱素案は長すぎて多すぎて、何が一番大事なのかわかりません。理解できないような言葉が多すぎます。子どもも大人も県民みんながわかるような教育大綱を作ってください。県民の心が温かくなるような教育現場を作ってください。よろしく願います。	1	【その他】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。誰一人取り残されることなく、夢と希望に邁進できる教育環境の実現を目指していきます。今後は計画の実効性を高めるため、様々な機会を通じ、広く県民の皆様へ周知をしていきます。

88	全般	<p>この計画を策定するにあたって、子どもの意見を取り入れたか？子どもをはじめ、保護者や特別支援を含めた現場の教員、福祉・医療関係者、民間教育施設や居場所スタッフ、地域住民など広く県民と対話を重ね、意見を聞く中で計画を構想・構築してほしい。</p> <p>有識者会議においても、まず原案ありきで意見を求めているが、まず意見を求め、それをもとに基本理念を考案し、計画の構成を提案して意見をもらい、原案を提案して意見をもらうというプロセスが本来の在り方と考えます。</p> <p>次期計画策定の際は、策定年度の前年あるいは前々年から意見交換の場を設け、意見をもとにした計画づくりができるよう準備してください。</p>	<p>【その他】</p> <p>計画策定にあたりましては、5回の有識者会議を開催しております。委員の構成につきましては、教育関係団体、学校関係、スポーツ・文化・社会教育・保育、産業・福祉、学識経験など、多くの分野から構成しております。ご意見は、次期計画策定の際の参考とさせていただきます。</p>
89	全般	<p>計画は策定しただけでは絵に描いた餅となってしまいます。現場の先生方をはじめ、保護者、自治体教育委員会、地域の方にわかりやすいコンセプトブックやパンフレットを作成する、説明会を開くなど周知と理解を深める必要があります。また現場の先生方には特に理念の理解と実現力が求められるため、研修や意見交換などで実装にあたっての問題点や工夫を共有し、計画の内容が実現されるよう支援が必要です。また、社会状況は刻々と変化し、施策を実行していく中の課題・問題も現れてくることが予想されるため、個々の具体的な施策は5年後と言わず随時見直しも必要ではないでしょうか。</p>	<p>【実施段階検討】</p> <p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。計画の実効性を高めるため、様々な機会を通じ、広く県民の皆様にも周知をしていきます。学校現場におきましても研修等を通じ、周知を図り、質の高い教育の実現を目指していきます。また、先行きが不透明で予測が困難な時代となっております、特段必要が生じた場合、計画見直しを検討いたします。</p>

# 山梨県教育振興基本計画の概要

教育は全ての人に向けて開かれており、誰もがその恩恵を享受できるもの。どのような境遇や経済状況でも、山梨にあっては、誰もが夢や希望の実現に邁進できるよう、新たな「山梨県教育振興基本計画」(2024 (R6) 年度～2028 (R10) 年度) を策定し、本県教育を推進するための教育の基本理念、基本目標等を示すとともに、今後の取り組むべき施策の方向等を明らかにする。

## ◆第1章 計画策定の基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

本県教育の一層の振興を図るために、社会の状況を的確に見据えながら、新しい時代にふさわしい教育行政の在り方や施策の基本的方向を明確にする。

### 2 計画の位置付け

教育基本法第17条第2項の規定に基づく本県教育振興の基本計画であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づく教育大綱との整合を図り策定する。

### 3 計画の性格

本県教育を推進するための教育の基本理念、基本目標等を示すとともに、今後の取り組むべき施策の方向等を明らかにする。

### 4 計画の期間

2024 (令和6) 年度～2028 (令和10) 年度

## ◆第2章 教育を取り巻く社会の状況～今後の教育に求められる方向性

### 1 未来への可能性

ふるさとやまなしの恵まれた教育環境を生かし、次世代を担う子供たちの未来の可能性を広げる。

### 2 人口減少と高齢化の進展

「知識暗記」「正解主義」への偏りやインプット中心の教育から脱却し、知識や情報の編集・活用、アウトプットベースの教育への比重の転換を図る。

社会人の学び直し(リカレント教育)をはじめ、誰もが生涯のあらゆる場面で学びにアクセスできる生涯学習の体制整備を進める。

### 3 グローバル化の進展

「持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を育む。

### 4 デジタルによる社会の変革

あらゆる分野の多様な個性が共に参画する「集合知」の結集・発揮を図るため自ら課題を発見・設定し多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習やSTEAM教育等の教科等横断的な学習を充実させる。

### 5 互いに尊重し自分らしく生きる共生社会

多様なニーズや背景を有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点や全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め互いに高め合う観点から、一人一人の能力や可能性を伸ばす。

### 6 家庭環境や地域社会の状況

学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が子供を育て、子供が地域の創り手に育つことを目指した人材を育てる。

### 7 子供の健康と安全・安心の確保

現代的な健康課題に対応するため、学校教育活動全般を通じた保健教育の充実と、生涯にわたり運動に親しみ、心身共に健康な生活を営むことができる資質・能力を育成する。

### 8 教員の多忙化

教育の根幹を支える教員が、自らの能力を十分に発揮し、意欲を持って子供に向き合い続けることができる職場環境を構築する。

### 9 教員の資質向上

ふるさとやまなしの未来を担う子供たちのため、社会の激しい変化に前向きに対応し、学び続ける教員を育成する。

## ◆第4章 山梨県教育の目指す方向性・第5章 施策の具体的方向性(裏面)

### 基本理念

**主体的に学び 他者と協働し 豊かな未来を拓く やまなしの人づくり  
～誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし～**

■基本目標Ⅰ 未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進	
■基本方針	■施策項目
1 子供主体の授業への教育観の転換	(1) 自立した学習者の育成 (1) 確かな学力の育成 (2) 豊かな心の育成 (3) 健やかな体の育成
2 成長の基盤となる資質・能力の育成	(4) 幼児期における質の高い教育の推進 (1) グローバルに活躍する人材の育成 (2) キャリア教育の推進
3 ふるさとに誇りを持ち、地域や世界で活躍する人材の育成	(3) イノベーションを牽引する人材の育成 (4) 高等教育機関との連携による学びの機会の充実 (5) スポーツ分野の人材育成
■基本目標Ⅱ 誰もが可能性を伸ばせる教育の推進	
■基本方針	■施策項目
1 きめ細かな質の高い少人数教育の推進	(1) 個に応じた指導の充実 (1) 全ての子供に対する教育機会の確保 (2) 多様な学びの実現 (3) 特別支援教育の充実
2 多様な教育ニーズへの対応	(1) 生きがいを持ち、社会参画するための学びの推進 (2) 生涯を通じた文化芸術活動の推進 (3) リカレント教育の推進
3 人生100年時代を見据えた生涯学習の充実	(1) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域教育力向上 (1) 社会教育の体制整備
4 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域教育力向上	
5 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	
■基本目標Ⅲ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	
■基本方針	■施策項目
1 教育DXの推進とデジタル社会を担う人材の育成	(1) GIGAスクール構想の推進 (2) 情報活用能力の育成 (3) 学校におけるDXの推進
■基本目標Ⅳ 学校を取り巻く教育環境の整備	
■基本方針	■施策項目
1 子供と向き合う時間の確保に向けた取り組みの推進	(1) 学校における働き方改革の推進 (2) 魅力ある学校を支える指導体制の充実
2 質の高い教育のための環境整備	(1) 安全安心な教育環境の整備 (2) ICT活用のための環境整備

### 山梨県

山梨県総合計画

山梨県教育大綱

国(文科省)

第4期教育振興基本計画(2023年度～2027年度)

- 持続可能な社会の創り手の育成
  - 日本社会に根差したウェルビーイングの向上
- 学習指導要領(幼・小・中・特支(幼小中)2017年改訂)  
(高校・特支(高)2018年改訂)

## ◆第3章 山梨県教育のこれまでの取り組み

### 1 バランスのとれた知・徳・体の育成

確かな学力の育成/豊かな心の育成/健やかな体の育成/幼児期における質の高い教育の推進

### 2 地域や世界で活躍する人材の育成

グローバルに活躍する人材の育成/キャリア教育の推進/イノベーションを牽引する人材の育成/大学等の高等教育の振興/スポーツ・文化芸術分野の人材育成

### 3 学校・家庭・地域による教育の推進

家庭・地域の教育力の向上/学校・家庭・地域との連携・協働の推進

### 4 学びと活用が循環する生涯学習の推進

生きがいを持ち、社会参画するための学びの推進/よりよい地域づくりに向けた学びの推進

### 5 生涯にわたって活躍できる学びの体制づくり

社会人の学び直しの支援/障害者の生涯学習の推進

### 6 質の高い教育のための環境整備

学校における働き方改革の推進/魅力ある学校を支える指導体制の充実/ICT活用のための基盤整備/安全・安心で質の高い教育環境の整備

### 7 多様な学びの機会の充実と提供

全ての子供の教育機会を保障する支援/多様性を包み込む教育の推進

## ◆第6章 計画の進行管理

- 本計画を迅速かつ確実に進めるため、掲げた施策の進捗状況の点検、状況に応じた見直しが必要
- 毎年度、定期的な点検・評価を行いPDCAサイクルによる進行管理を実施
- 39の指標の推移に加え、関連情報も含めた多角的な評価を実施

## 第5章 施策の具体的な方向性

■基本目標Ⅰ 未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進	
■基本方針1 子供主体の授業への教育観の転換	
(1)自立した学習者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実</li> <li>② 問題発見・解決能力の育成</li> </ul>

■基本方針2 成長の基盤となる資質・能力の育成	
(1)豊かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 確かな学力を伸ばす教育の充実</li> <li>② 就学前から高等教育までの各段階の連携の推進</li> <li>③ 命を守る教育の推進</li> <li>④ 主権者教育の推進</li> <li>⑤ 消費者教育の推進</li> <li>⑥ 環境教育の推進</li> </ul>
(2)豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① しなやかな心の育成プロジェクトの推進</li> <li>② 道徳教育の推進</li> <li>③ 生徒指導の充実</li> <li>④ いじめ・不登校等の未然防止等</li> <li>⑤ 教育相談の充実</li> <li>⑥ 体験活動や読書活動の充実</li> <li>⑦ 福祉教育の推進</li> <li>⑧ 人権教育の充実</li> <li>⑨ 青少年の健全育成</li> </ul>
(3)豊かな体の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康教育の充実</li> <li>② 子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援</li> <li>③ 学校や地域等における子供のスポーツ機会の充実と体力の向上</li> </ul>
(4)幼児期における質の高い教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 幼児教育の充実</li> <li>② 幼児教育と小学校教育との連携</li> </ul>

■基本方針3 ふるさとに誇りを持ち、地域や世界で活躍する人材の育成	
(1)グローバルに活躍する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 伝統や文化等に関する教育の推進</li> <li>② 英語をはじめとした外国語教育の推進</li> <li>③ 国際バカロレア教育等の推進や日本人学生・生徒の海外留学支援</li> </ul>
(2)キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① キャリア教育・職業教育の推進</li> <li>② 学校から社会への就職支援</li> </ul>
(3)イノベーションを牽引する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 優れた才能・個性を伸ばす教育の推進</li> <li>② やまなしのものづくりを担う多様な人材の育成</li> <li>③ 起業家教育の充実</li> </ul>
(4)高等教育機関との連携による学びの機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 産学官連携の強化</li> <li>② 山梨県立大学の振興</li> </ul>
(5)スポーツ分野の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 次世代アスリートを養成する体制の強化</li> <li>② 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けた取り組みの推進</li> </ul>

■基本目標Ⅱ 誰もが可能性を伸ばせる教育の推進	
■基本方針1 きめ細かな質の高い少人数教育の推進	
(1)個に応じた指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 少人数学級編制による学びの充実</li> <li>② 特色ある教育活動の充実</li> </ul>

■基本方針2 多様な教育ニーズへの対応	
(1)全ての子供に対する教育機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育の機会均等に向けた教育費負担の軽減</li> <li>② 学校教育における学力保障・進路支援、福祉関係機関等との連携強化</li> </ul>
(2)多様な学びの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 不登校児童生徒等の教育の機会の確保</li> <li>② 帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育の推進</li> <li>③ ジェンダー平等に向けての教育の推進</li> </ul>
(3)特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 幼稚園・小中学校・高等学校等における特別支援教育の推進</li> <li>② 多様な学びの場の体制整備</li> <li>③ 特別支援教育における就学前からの支援と就学支援の充実</li> </ul>

■基本方針3 人生100年代を見据えた生涯学習の充実	
(1)生きがいを持ち、社会参画するための学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進</li> <li>② 生涯学習環境の充実</li> <li>③ 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進</li> <li>④ 障害者のスポーツ、文化芸術活動の振興等</li> <li>⑤ 生涯を通じた学習成果の活用のための環境整備</li> </ul>
(2)生涯を通じて文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 文化芸術に親しむ機会の充実</li> <li>② 芸術家等の養成、文化芸術振興策の推進</li> </ul>
(3)リカレント教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学び意欲の喚起</li> <li>② 社会人のスキルアップの支援</li> </ul>

■基本方針4 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域教育力向上	
(1)学校・家庭・地域の連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校を核とした地域づくりの推進</li> <li>② 家庭教育支援の充実</li> <li>③ 地域による教育支援の充実</li> <li>④ 安全・安心な居場所の確保</li> </ul>

■基本方針5 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	
(1)社会教育の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会教育の振興・中核人材の育成</li> <li>② 持続可能な社会教育施設の運営</li> </ul>

■基本目標Ⅲ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	
■基本方針1 教育DXの推進とデジタル社会を担う人材の育成	
(1)GIGAスクール構想の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1人1台端末の活用</li> </ul>
(2)情報活用能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 各教科等の指導におけるICT活用の促進</li> <li>② 情報活用能力の育成</li> <li>③ ICTを活用した教科横断的な学習の推進</li> </ul>
(3)校務DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上</li> </ul>

■基本目標Ⅳ 学校を取り巻く教育環境の整備	
■基本方針1 子供と向き合う時間の確保に向けた取り組みの推進	
(1)学校における働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校における業務の効率化</li> <li>② 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用</li> </ul>
(2)魅力ある学校を支える指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教員の確保</li> <li>② 教員の指導環境の整備</li> <li>③ 学校教育を担う教員の資質・能力の向上</li> </ul>

■基本方針2 質の高い教育のための環境整備	
(1)安全安心な教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 安全・安心で質の高い学校施設の整備の推進</li> <li>② 学校における教材等の教育環境の充実</li> <li>③ 学校安全の推進</li> <li>④ 私立学校の教育基盤の強化</li> </ul>
(2)ICT活用のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校のICT環境整備の充実</li> </ul>

報告事項 15

県立学校事務長等の人事について

[別途資料配付]

報告事項 16

訴訟の対応について

[別途資料配付]

【令和6年3月22日（金）】

課名	保健体育課
----	-------

件名

令和5年度 山梨県新体力テスト・健康実態調査結果について

内容

I 調査の概要

1 目的

本県児童生徒の体力や生活習慣の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導に活用するため、平成17年度より実施している。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（小5・中2対象）では、本県の体力等の現状について全国平均値との比較を基に分析を行っているが、本調査は、県内公立小・中・高等学校・定時制高等学校の全児童生徒を対象に体力及び生活習慣の状況を把握し、その経年変化を基に分析する。

2 内容

文部科学省が定める調査要領

○「新体力テスト」（8種目）

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ボール投げ

○「健康実態調査」生活習慣に関するアンケート(10項目)

運動実施時間、朝食摂取状況、睡眠時間など

3 時期

令和5年4月～令和5年9月

4 対象

66,800人（県内公立小・中・高等学校・定時制高等学校の児童生徒 全16学年）

II 調査結果の概要

1 実技に関する調査

(1) 体力合計点の経年変化（10年間） ※8種目の記録を得点化した合計点の平均値

令和5年度の体力合計点について10年間の推移をもとに学年別にみると、本年度は、男女ともに最も高い値となった学年は見られず、女子の高校1年生と定時制3年生で、過去10年間のうち最も低い値となった。令和4年度との比較では、男子は全ての学年で、女子は高校1年生と定時制3年生を除く全ての学年で、昨年度の数値を上回った。

学年差は見られるものの、全体的に回復傾向が見られる学年が増加し、ここ数年のコロナ禍における子供たちの体力低下の傾向に一旦の歯止めがかかる結果となった。

(2) 各種目別の傾向（10年間）

○過去10年間で令和5年度に最も高い得点を示した学年

種目名	男子（学年）					女子（学年）				
	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計
握力		1			1			2		1
上体起こし					0					0
長座体前屈	1.2.5	1.3	1		6	1.2.3.5		2		5
反復横とび					0				4	1
20mシャトルラン					0					0
50m走					0				4	1
立ち幅とび	1.3	1		4	4	1			4	2
ボール投げ		1			1		1			1

○過去10年間で令和5年度に最も低い得点を示した学年

種目名	男子（学年）					女子（学年）				
	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計
握力	2.4.5		3	1.3	6	4.5	2.3		4	5
上体起こし	6	1.2	3	1.2	6	4		1.3	3	4
長座体前屈				3	1					0
反復横とび					0	6				1
20mシャトルラン		2		1.3	3	4.5	1.2.3	1.2		7
50m走	3				1	3	2.3			3
立ち幅とび					0	4.6	1		1	4
ボール投げ	6			3	2	6		3	3	3

- ・「長座体前屈」と「立ち幅跳び」は、過去10年間で最高値を示す学年が多い。
- ・一方で、「握力」、「上体起こし」、「20mシャトルラン」、は過去10年間で最低値を示す学年が多く、持久力や筋力の低下が課題となっている。
- ・例年の課題であるボール投げは、過去最高値を示す学年は少ないが、男子で12の学年、女子で9つの学年で、昨年度の数値を上回り、やや回復傾向が見られた。

## 2 健康実態調査（ゴシック体は文面の内容を示す）

### (1) 運動習慣

運動やスポーツの実施頻度について、「ほとんど毎日」運動すると回答した児童生徒の割合は、男子は小学4.6年生、中学1.2年生、高校全学年、定時制2.3年生で、女子は中学2.3年生、高校2.3年生、定時制3年生で令和4年度を上回る結果となった。

（※H29の調査より「登下校の徒歩も運動に含む」の条件を加えたため、10年前ではなく前年度の結果と比較している）

【一例】		H26	→	R4	→	R5			H26	→	R4	→	R5	
【男子】	小4	55.4%	→	73.0%	→	76.4%		【女子】	中2	58.5%	→	64.0%	→	65.4%
	中2	74.9%	→	74.7%	→	75.6%			中3	55.6%	→	61.0%	→	61.4%
	高3	61.2%	→	70.7%	→	73.4%			高3	28.6%	→	58.4%	→	61.8%
	定3	15.5%	→	35.8%	→	43.8%			定3	10.1%	→	38.8%	→	52.3%

### (2) 朝食摂取

朝食を「毎日食べる」と回答した児童生徒の割合が10年前と比較して増加した学年は、男子は高校定時制1.2.3年生、女子は高校定時制1.4年生であった。男子は小学3年生から、女子は小学5年生から「毎日食べる」児童生徒の割合が9割を下回っている。

【一例】		H26	→	R4	→	R5			H26	→	R4	→	R5	
【男子】	小1	95.2%	→	93.9%	→	94.1%		【女子】	小1	94.9%	→	95.2%	→	94.5%
	中2	87.1%	→	84.2%	→	85.1%			中2	85.6%	→	81.5%	→	82.0%
	高2	83.3%	→	79.7%	→	78.3%			高2	86.1%	→	79.3%	→	77.9%
	定1	49.3%	→	54.4%	→	60.0%			定1	38.4%	→	27.3%	→	42.1%

### (3) 睡眠時間

一日の睡眠時間について、「8時間以上」と回答した児童生徒の割合は、10年前と比較し、男子の小学2年生と、女子の中学2.3年生、定時制2～4年生で増加した。

【一例】		H26	→	R4	→	R5			H26	→	R4	→	R5	
【男子】	小2	73.1%	→	71.5%	→	73.9%		【女子】	小2	76.5%	→	71.5%	→	71.5%
	中1	29.9%	→	10.9%	→	9.5%			中2	13.1%	→	12.4%	→	13.3%
	高2	6.7%	→	4.7%	→	5.2%			中3	7.7%	→	16.4%	→	14.9%
	定1	29.0%	→	17.5%	→	22.0%			定1	16.1%	→	19.7%	→	15.8%

また、「6時間未満」の割合も男子は12の学年、女子は13の学年で増加しており、全体として睡眠時間は減少傾向である。

## 3 体力合計点と健康実態調査項目との関連

- 「ほとんど毎日」、「時々」運動を実施している児童生徒は、運動の実施頻度に比例して、体力合計点が高い。
- 「朝食を毎日食べる」児童生徒は、「毎日食べない」児童生徒に比べて、体力合計点がおおむね高い。
- 1日のテレビ・スマートフォン等の視聴時間が「1時間未満」、「1～2時間」の児童生徒は、「2～3時間」、「3時間以上」の児童生徒の体力合計点よりもおおむね高い傾向にある。

## III 今後の対策

体力合計点の平均値を、令和元年度（コロナ以前）の水準に戻すことを目指しつつ、過去10年間で最も高かった平成30年度前後と同水準に近づけるよう、次の取り組みの充実を図る。

（◎は重点項目）

- ◎休憩時間における運動遊びの奨励（小学校）
- ◎体育授業における運動時間や運動強度の工夫（中・高・定）
- 体育的活動（運動会や体育祭等）における実施内容の工夫（小・中・高・定）
- 「子供の体力向上推進事業」の推進（小・中・高・定）

（※）「子供の体力向上推進事業」の具体例

- ①健康・体力づくり一校一実践運動（小・中・高・定）
- ②目指せ！やまなしチャンピオン！（小学校）
- ③もっと楽しい体育授業で体力アップ！（小学校）

小学校	男子	53.59点
5年生	女子	55.37点
中学校	男子	43.24点
2年生	女子	51.41点